

「高浜原発再稼働に抗議し、稼働停止を求める」意見書(案)

高浜原発は1974年以降、1~4号機が順次運転を始めました。福島事故後、原発の運転期間は原則40年と定められたが、原子力規制委員会が認可すれば、一度だけ20年の延長ができる。高浜1、2号機についても、規制委は昨年6月、運転延長を認可しました。

関電は2019年以降に再稼働する方針を示しているが、これに怒ったのが音海地区の住民です。昨年12月「運転延長に反対する意見書」を自治会として採択。翌日、関電と県、町に提出しました。原発立地の自治会として公然と反対するのは異例です。関電側は意見書に対し、「ご理解をいただきたい」と繰り返していると言います。

意見書には「福島の原発事故以降、原発の安全性に対する国民の信頼は著しく低下している。延命されれば負のイメージが増幅され、ますます人が寄り付かず衰退が加速する」「音海区民は原発と共生する道を選び、国策へ最大限協力してきたが、運転延長には何ら意識を見いだせない」などと厳しい文書が並んでいます。原発の再稼働は責任の所在が不透明なまま、なし崩し的に進んでいる。福島だけでなく関東では、突然死や病気になる人が明らかに増えている。万が一事故が起これば、広範囲、長時間に影響が及ぶことは明らかです。事故時には、びわ湖の深刻な汚染が起きることは予想されるにも関わらず、なんら対策がとられていない段階での再稼働は、滋賀県民ひいては近畿1450万人の命をないがしろにし、住民の安全より利益優先の姿勢のあらわれと言えます。

原子力規制委員会は「規制基準を満たしているか否かを判断しているだけ。絶対安全とは言えない」(田中俊一委員長)と再稼働の判断責任はあくまで政府にあるとしています。一方、政府は規制委の判断に委ねる姿勢です。その結果、問題含みの判断が続いているのです。

関西電力が高浜原発3号機を早ければ6月に再稼働させる計画があることが分かりました。4号機は5月17日に再稼働しています。3号機は、昨年1月29日に再稼働しましたが、大津地裁が運転差し止めを命じ、同3月10日に停止しました。大阪高裁は今年3月に仮処分決定を取り消し、3、4号機の再稼働を容認していました。4号機に続き、3号機も核燃料の一部にウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)燃料を使い、プルサーマル発電を実施します。全原発が停止しても日本の電力が貰えることが立証されたにも関わらず、安倍政権は原発を重要電源と位置づけています。「原発ゼロ」の政治決断を行い、再稼働中止、すべての原発で廃炉プロセスに入ることが大事です。

「豊かな水源・びわ湖と滋賀県民の生命をないがしろにする高浜原発再稼働に抗議し、稼働停止を求めます」

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 月 日

湖南市議会
議長 松原栄樹

提出先
内閣総理大臣 経済産業大臣 衆議院議長 参議院議長